

掛川市告示第106号

掛川市母子家庭等医療費助成要綱（平成17年掛川市告示第23号）の一部を次のように改正する。

平成26年9月16日

掛川市長 松 井 三 郎

第3条第1項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「女子」の次に「又は同条第2項に規定する配偶者のない男子」を加え、同項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同号を同項第3号とする。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。